

入 札 約 款

第1条 入札は安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則を心得、別冊設計書、仕様書及び図面により予定価格以下の最低価格（ただし、最低制限価格付設の場合は最低制限価格以上）をもって落札とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札人を定める。

第2条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2通以上の入札をした入札
- (9) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (10) 入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (11) 入札書に記載された金額と入札金額内訳書の合計金額に相違がある入札
- (12) 入札書の金額が0円の入札
- (13) 一般競争入札（事後審査方式）において入札参加資格がないとされた者又は入札担当から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
- (14) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格を超える金額の入札
- (15) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (16) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札

第3条 いったん差し出した入札書は引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

附 則

この約款は、令和4年6月1日より施行する。